

空き家等の除却跡地等の固定資産税の減免事例



	新潟県見附市	富山県立山町	福岡県豊前市	鳥取県日南町
	老朽危険空き家等の所在地に係る固定資産税等の減免に関する要綱 (H24.10.1実施)	老朽住宅所在地に係る固定資産税の減免に関する要綱 (H26.3.1実施)	老朽危険家屋等除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例 (H26.6.20施行)	老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置要綱 (H27.3.17実施)
目 的	- 老朽危険空き家の解体・除却の促進 - 更地にすることで生じる急激な税負担増への配慮	- 老朽住宅の解体・除却の促進 - 空き家の適正管理の促進 - 地域の生活環境への悪影響の低減	- 老朽家屋等の除却の促進 - 市民の安全・安心の確保 - 住環境の改善	- 老朽家屋等の撤去の促進 - 老朽家屋等の管理不全状態の防止 - 町民の生活環境保全の維持
対 象 空き家の要件	- 老朽危険空き家登録リストに登載 - 構造上住居と認められない	- 人の居住の用に供する家屋とは認められない家屋 - 法令その他の理由で人の居住の用に供することができない	老朽危険家屋※の認定申請を行い、認定を受けたもの ※家屋等の老朽度の判定基準による各評点の合計が50点以上	老朽化により管理不全状態にある家屋又はなりつつある家屋
減 免 期 間	・2年間(老朽危険空き家に認定された翌年の1月1日以降)	・2年間(住宅用地の特例解除年度及び翌年度)	・10年間 (特例解除年度から10年間)	・10年間 (特例解除年度から10年間)
減免額の算定方法	・住宅用地特例が解除される年度の前年度の住宅用地の特例に準ずる額	・該当する土地に係る固定資産税の額と住宅用地の特例の適用があるものとみなして算定した固定資産税の額の差額相当分	- 特例解除年度から5年間は住宅用地の特例に準ずる額 6年度目から上記額×5/6以降、4/6～1/6へと段階的に乗数を減ずる	・住宅用地特例が解除される初年度に家屋が存在した場合にかかる割賦相当額との差額
減免実績	・H25～28年度の4年間:8件 (減免額約4.4万円/件)	・H27、28年度の2年間:3件 (減免額約0.6万円/件)	・H26、27年度の2年間:20件 (減免額:非公表)	・H27年撤去分:4件 (減免額約0.3万円/件)

稲沢市空家等の適切な管理に関する条例

平成29年3月31日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。)は、管理を放棄されていると推測される空家等を発見したときは、市長にその情報を提供するように努めるものとする。

(緊急安全措置)

第4条 市長は、空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、所有者等の特定に時間を要する場合等に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(公表)

第5条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令に従わない所有者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該命令の対象となつた特定空家等の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、稲沢警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。